特記仕様書

１　本仕様書は、植物公園下刈除草業務（以下「業務」という。）に適用する。

２　施工場所は、別添図のとおりとする。

３　施工時期は、別添工程表のとおりとする。

４　受注者は、月の作業予定を本協会と調整のうえ、必ず、作業を行う前月かつ作業日の1週間以上前までに作業予定表を提出すること。なお、未提出での作業を行った場合は、作業中止等の措置を行うことがある。また、作業日や作業内容に変更がある場合は、4日前までに本協会へ連絡し、承認を得ること。

５ 留意事項

本業務の実施にあたっては、次のことに留意すること。

（１）抜根除草は、雑草の根を残さないよう抜き取ること。施工範囲の境界となる位置に擬木や石垣などがある場合、それら擬木や石垣などと接したすぐ外側部分まで除草すること。また、隣接する生垣、灌木の根周りも施工範囲とする。

（２）下刈は、範囲内の雑草、ササ、雑木（ハギなど）の地上部、切株からのヒコバエを残さず刈り取ること。なお、植栽植物の損傷を防ぐため、幹回り

15センチ程度を刈残すこと。

（３）下刈工Hは、車道に接した側も刈り取ること。

（４）「下刈及び植込内除草工」、「植込内除草工」では、植込み部分の樹木表面だけでなく、可能な限り植込み内部から抜取り除草を行なうこと。

（５）駐車場石垣除草工は手刈り、機械刈のいずれでも可であるが、生え際から刈り取ること。

（６）スイレン枯葉除去・除草・除藻工については以下の作業内容により施工する。

① 熱帯スイレンの枯葉、花ガラの除去。ただし、オオオニバス類については作業不要。

② 熱帯スイレン・オオオニバス類の植え枡内の除草

③ 水槽内に浮遊している藻類及び水草、水槽内壁、枡に付着している藻類の除去

④ 水槽底に沈んでいる藻類も可能な限り除去すること。

⑤ 網、胴長靴などの作業に必要な道具は持参すること。

⑥ その他生育状況により作業不要となる部分が発生することがあるので、

担当職員の指示に従うこと。

（７）除草の処分については、毎月、処分先及び処分量等の集計表を提出すること。

６　本業務の実施にあたっては、次のいずれかに該当する技術者を現場責任者（直接的に雇用関係にあるものに限る）として配置すること。

　 ア　造園施工管理技士の資格を有するもの

　 イ　建設業法第7条第2号イ又はロに該当するもの（造園工事に限る）

７　当該業務の従業員として届け出た者のうち、職業能力開発促進法による1級又は2級造園技能士の資格を有する被雇用者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）は、作業中現場に常駐し、適正な作業を行うよう指導にあたること。

８　作業員には次のことを遵守させること。

（１）園内の植栽植物、施設等に損傷がないように注意すること。

（２）園内（管理用道路を含む）の通行は15km以下とし、安全には充分注意す

ること。

（３）作業に直接必要のない車両は管理道など公開区域外に駐車することとし、

作業のために通行するときは入園者等の安全確保に万全を期すこと。

（４）入園者に不快感・不信感を与えないよう、作業は節度を持って行うこと。

（５）休憩・喫煙は原則公開区域外で行うこと。やむを得ず公開区域内で休憩する場合でも、喫煙は指定の喫煙場所に限る。休憩中、機具・資材などは、入

園者の迷惑のかからないよう整理整頓しておくこと。

（６）承認を得て開園時間中に作業する場合は、必ず、その旨を示す看板を掲げること。又、看板は出来るだけ、入園者等から見やすい位置に配置すること。

（７）作業中は、作業車（トラック等）や作業員のヘルメットに会社名を表示

すること。

（８）作業中においては、造園技能士であることが確認できるよう名札等を着用すること。

９　報告事項、検査完了期日（期限）等

（１）受注者は、本業務に従事する現場責任者及び従業員をあらかじめ所定の様式により報告すること。また、現場責任者及び従業員に変更があった場合も同様とする。

（２）受注者は、毎日の作業終了後、ただちにその日に行った作業内容を日報として提出すること。また、毎月の業務完了後、翌月の１０日までに、所定の完了届に施工写真を添えて、発注者に提出するものとし、発注者による毎月の業務の検査完了期日（期限）は、翌月１９日（ただし、毎月の完了届を受領した日の翌日から起算して９日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。ただし、これらの日が３月３１日を越える場合は、３月３１日とする。

10　本特記仕様書に定められていない事項は､本協会と協議のうえこれを定め

るものとする。